

＝懲戒請求＝（選挙管理委員会の下治局長と岡次長、白川課長補佐に対し）

2018年2月23日(金)

門真市 総務部人事課 北井孝代 課長 殿

申立人：門真市市議会議員 戸田ひさよし

連絡先：門真市新橋町 12-18-207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

メール：toda-jimu1@hige-toda.com

【1：懲戒請求対象者】

- | | | |
|----------------|------|------|
| (1) 選挙管理委員会事務局 | 局長 | 下治正和 |
| (2) 選挙管理委員会事務局 | 次長 | 岡一十志 |
| (3) 選挙管理委員会事務局 | 課長補佐 | 白川 豊 |

【2：懲戒請求事由】（上記3名の選管職務における共同行為）

<1：門真市職員のサービスの宣誓への違反>

・・・私は・・・公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する事を固く誓います。

<2：門真市職員服務規程第2条への違反>

・・・職員は市民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない。

<3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反>

- (1) 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽（さん）に努めます。
- (2) 職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます

<4：地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反>

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、・・・

<5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反>

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

<6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）>

【3：懲戒請求事由の具体】（上記3名の選管職務における共同行為）

≪1：12月議会答弁の作成において当然行なっておくべき事実調査を行わずに答弁を作成した≫

1：2017年12月議会の当職の一般質問の≪件名3：私も開票立会人をやった今衆院選で、選管の不十分さにより結果発表が深夜3時近くになった件について≫ {甲第号1証：①戸田の質問通告書} の答弁作成にあたって、以下のように「当然に調べておくべき事」を全く調べなかった事が明らかになった。

- (1) 戸田HP動画コーナーに10/19にアップした2つの動画<★史上初！開票作業の実態を動画でアップ！1（図面での説明）34分16>と<★史上初！開票作業の実態を動画でアップ！2（立会人対応や職員体制）7分43>（それぞれ {甲第2号証：USBで提出①、②}）を、何と2018年の1月4日まで調べていなかった！その事実が当職の≪12/27問い合わせ≫ {甲第3号証；①} に対する≪選管の1/10回答≫ {甲第3号証；②} の「A1」に明記されて、選管自身が認めている。

- (2) 本件質問で取り上げた「10/22衆院選開票での大幅な作業遅れ事件」の一部始終を記録した超重要な記録動画たる「無修正動画30本」{甲第2号証：USBで提出③～32} を10/23に戸田HP動画コーナーにアップし、11/6にはそれを「一部短縮動画13本」{甲第2号証：USBで提出33～45} に切り替えてアップしたが、

それぞれのアップ後すぐに白川課長補佐に見ておくように伝え、白川補佐も「見ておきます」と答えていたにも拘わらず、選管は当職が12月議会開始後の12/5にUSBに収録して渡すまで、これら重要記録動画を見なかった。

その事が当職の《12/27 問い合わせ》 {甲第3号証;①} に対する《選管の1/10 回答》 {甲第3号証;②} の「A2」の部分では、

「議員がインターネット掲示板に投稿（紹介）したものは見ておりません。USB動画は、12月6日（水）に選管事務局の全ての職員が、第4回定例会の答弁作成に必要な部分を視聴しました。記録文書は作成しておりません。」

と、明記されている。

なお一方、当職の《2/2 メール質問第1便》 {甲第4号証;①} に対する《選管の2/5 回答》 {甲第4号証;②} の「A2, A3」の部分には「初めて閲覧したのは12/8(金)です」と明記されている。

(3) しかも当職が一般質問通告を提出したのは12/11(月)であり、それ以前段階では質問の「件名」も「要旨」も不明であるのに、選管はこの12/11(月)以降に記録動画を閲覧した形跡がほとんど無い。

質問通告に沿って真摯に記録動画を閲覧調査する事をせず、動画内容の記録も取らず、12/19本会議答弁の以前の段階での動画閲覧が「10本程度全部合わせてわずか30分程度のみ、文字記録全くせず」という有様だった！

その事が当職の《2/20 メール質問第2便》 {甲第5号証;①} に対する《選管の2/20 回答》 {甲第5号証;②} の「A5」の部分で、

「(重要部分と思われる箇所の内容のメモや文字化をしなかった理由は)する必要がないと考えたからです。」

「(12/8以外に) 閲覧した日もあったと思いますが、記録していません。

(動画閲覧にかけた時間の長さの合計は) 30分程度だと思います。」

明記されている

(4) その上、この《選管の2/20 回答》 {甲第5号証;②} の「A5-3」の部分で

「戸田開票立会人の闘い1!▲他事記載続発! (10:33まで) 18分」

「戸田開票立会人の闘い6! 12:40に選管が「敬称付きもOK」と! (午前1時まで) 13分」

「戸田開票立会人の闘い8! 疲労で180束票で点検放棄ゴメン! (2:18まで) 22分52」の

他、10本位(タイトル不明)を見ました。

と回答しているが、例示した3動画の上映時間合計だけで53分52秒になるのであって、「動画閲覧にかけた時間の長さの合計は30分程度」という選管の作業実態の怠慢さは言語に絶するものと言わねばならない。

(5) 「10/22 開票作業」当日もその後も、当職は一貫して「大幅遅れの原因は選管の対応の悪さであり、その観点から失敗事例集に記載すべきだし、12月議会一般質問で取り上げる」と選管に対して主張し続けており、選管はすみやかにネット上の記録動画を見て事実経過を整理しておくべきにも拘わらず、選管は「開票作業の現場にいたから、議員が個人のホームページにアップした動画を見る必要は無いと考えた」と驚くべき口実でネット動画閲覧調査の拒否をしていた。

その事が当職の《12/27 問い合わせ》 {甲第3号証;①} に対する《選管の1/10 回答》 {甲第3号証;②} の「A2」の部分に明記されている。

(6) さらに当職は、選管が12/7(木)の総務建設常任委員会の公明党・武田議員の質問への答弁において、それまでの1ヶ月半の間の当職と白川課長補佐ら選管との協議・共通理解と全く一変した、開票作業遅れの責任がひたすら当職の理解不足と突飛な行動にあったかのような事実捏造と名誉毀損の答弁を行なった事に憤激し、かつ、これではまっとうな一般質問答弁がなされないとの危機感を持って、当方HPの掲示板に

《3: 衆院選で選管の不十分さで結果発表が深夜3時近くになった件<質問準備メモ1>》と題する投稿 {甲第6号証} を12/13(水) 15:05 に行ない、

その中で、■回答作成に当たっては、必ず以下の証拠資料を精読閲覧すること!

掲示板記事では、

戸田が開票立会人をやる!そして開票作業の実態を動画でアップ!まずはこの動画2本

戸田 - 17/10/20(金)

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=10595;id=#10595>

をトップとするツリーの全投稿

動画では、先週選管に渡したUSB内の動画（無修正動画30本、その短縮版13本）。

と明示した。

当職の掲示板記事は、この10数年に渡って「議会質問に際しての当職と市職員との連絡板」として利用される事が完全に定着しているものである。

しかし下治局長ら選管は、この12/13(水)15:05 投稿での当職からの「証拠資料の精読閲覧要求」を全く無視して、まともな事実調査をあえて全くせずに、12/13(水)17:06に「12/13回答」(甲第7号証)を送信してきたのであった。

この回答内容のデタラメさについては、私の翌朝投稿の

▲選管がクソ回答！己の無能ミスを認めず戸田を無能人呼ばわりして責任転嫁！激怒す！

戸田 - 17/12/14(木) 8:48

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=10595;id=#10595>

という<<12/14 早朝の戸田投稿>> (甲第8号証) で詳しく反論している

・・・以上、下治局長・岡次長・白川課長補佐の(1)~(6)の共同行為は、

< 1 : 門真市職員のサービスの宣誓への違反 >、

< 2 : 門真市職員服務規程第2条への違反 >、

< 3 : 門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反 >、

< 4 : 地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反 >、

< 5 : 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反 >

< 6 : その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠） >

に該当する。

<< 2 : 開票作業の事実経過に関して重要な事実を隠ぺいしたり歪曲記載したりした不正文書を作った >>

(1) 「10/22 開票作業の事実経過の記録」について選管は、12/7 総務建設常任委員会の前に、重要な事実が隠ぺいされ、また「選管が適宜的確な説明対処をしなかった」という、開票遅れの根本原因を隠ぺいし、あたかも当職が理不尽な行動をとった事が開票遅れの原因であるかのような歪曲記載がなされた「経過報告書」を作成した。

それが、当職の<<2/20 メール質問第4便>> (甲第10号証:①) に対する<<選管の2/20回答>> (甲第5号証:②) の「A5」の部分に記載されている。

その内容たるや、記録動画やその重要点を紹介した当職の<<11/7 掲示板投稿>> (甲第12号証)

★開票立会人戸田の闘い9動画：大声・言い合い・門真市だけ発表不能！疲労困憊で・・・

戸田 - 17/11/7(火) 7:56

<http://www.hige-toda.com/x/c-board/c-board.cgi?cmd=one;no=10621;id=#10621>

で紹介されているが、そこでは

< 1 > 当職は、当初は投票用紙パラパラめくってた。しかし、予想外の疑問票がどんどん出たので、「2000年衆院選の二の舞を避けて正確な点検を期す」ために、1票ずつの点検に切りかえざるを得なかった。

< 2 > 夜10時早々から当職が政党名併記や敬称併記、諸記号併記の票を他事記載として宣告してはじいていき、選管に対して「こんな票がどんどん出て来るとは、職員の仕訳がおかしいではないか」と何度も抗議したが、選管職員はそれに対して全く何も答えず、「それは有効票になります」という説明は全くされないままであった。

< 3 > こういった当職の「他事記載判断」について、どの立ち会いにからも「それは有効票になります」という指摘は全くなされなかった。

寺前選挙長が言ったのは「そんな細かい事はええやないか、時間が無くなる」という事だけであって、何か根拠を示して「それは有効票になります」と言うものでは全くなかった。

(「政党名併記でも有効」と選管が告げたのは10:40頃になってから)

< 3 > 10:55から11:15までの間で、選挙長の寺前さんが戸田の点検作業にクレームを付けてきた事で大紛

糾した事を契機に、選挙管理委員会からの開票立会人の石橋さんを含めて、「選挙長と開票立会人3人の協議」が行なわれて、「政党名併記や正式にOK、その他の他事記載はいったん疑問票としてはじいて後で集計する」という合意が作られた！

- <4>「敬称併記の問題」について、選管は12：40頃になるまで「敬称つきでもOKです」との説明をしなかった。
- <5>しかし「諸記号記載のための当職の他事記載判定」については、選管は最後までそれが有効票である説明をしなかった。
- <6>開票点検が2：47に集計終了したのは、当職の疲労困憊が激しくて異議基準を緩和し、スタート時の「パラパラめくり方式」に改める事を1：45頃に宣言し、さらに2：18頃に「村上票の点検を180束でギブアップする」事を宣言して、村上票の約半分くらいで立会人点検を終了させざるを得なかったからだった。

- (2) この不正な「事実経過記録」に基づいて、選管は<<12/7 総務建設常任委員会での公明党・武田議員に対する質問・答弁原稿>> {甲第13号証} を作成して答弁し、もって当職を誹謗中傷・名誉毀損した。
- (3) 当職の一般質問に対しては、この不正な「事実経過記録」に基づいて、<<12/13 夕方の選管の「12/13 回答」>> {甲第7号証} を作成・送信し、またこれに基づいて「12/19 本会議での答弁」{甲第1号証} ② <<12/19 本会議での本件該当部分の議事録コピー>>を行ない、もって当職を誹謗中傷・名誉毀損した。
- (4) さらに選管は、1/18 開催の選挙管理委員会会議において、この不正な「事実経過記録」に基づいた説明を行ない、また、<<12/7 総務建設常任委員会での公明党・武田議員に対する答弁書>> {甲第13号証} や<<12/13 夕方の選管の「12/13 回答」>> {甲第7号証}、「12/19 本会議での当職の質問・答弁記録」{甲第1号証} ② <<12/19 本会議での本件該当部分の議事録コピー>> を委員長と委員達に配布し、読み上げ、説明した。
これをもって当職を誹謗中傷・名誉毀損した。(欠席した石橋委員には後日別途配布した)
..... {甲第14号証} <<2018年1/18の選挙管理委員会会議録>>

.....以上、下治局長・岡次長・白川課長補佐の(1)~(6)の共同行為は、
<1：門真市職員のサービスの宣誓への違反>、
<2：門真市職員服務規程第2条への違反>、
<3：門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反>、
<4：地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反>（虚偽記載文書）、
<5：地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反>
<6：その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠）>
に該当する。

<<3：開票立会人への事前の資料配付・説明さえしていれば防げた事案への無策無能>>

- (1) 本件「開票作業遅れ事案」は、投票日前に開票立ち会い人や選挙長に「有効票・無効票の判断基準の資料」を「参考資料」として配布し、その内容説明をしていさえすれば、完全に防げた事案である。
その資料は、開票事務従事の市職員に配布している<<投票の効力判定>> {甲第15号証} ①と<<無効投票の内訳>> {甲第15号証} ②である。
- (2) 「行政事例集の失敗事例」として取り上げられている「2000年衆院選開票時の他政党の票束混入等について」{甲第16号証} <<2000年衆院選開票時の失敗事例>> の根幹は、
<1>「故意による不正か単なるミスか、その原因は何だったかが全く不明の迷宮入り」になったが、いずれにしる「100十数票規模での（自民党有利の）混入という衝撃的な選挙不祥事」である。
<2>この「混入の発見」は、当時初めて開票立会人を務めた当職が、それまでの慣例を破って「1票1票しっかり点検したからこそ発見できた」ものだった。
<3>もし当職がそのような「1票1票の点検」をしなかったら「絶対に発見出来なかった大不祥事」であり、

それを敢行した当職は「大功労者」として感謝状をもらってもおかしくないほど「適正開票集計」に貢献した。

- < 4 > 当時の選管も選挙管理委員会も、選挙長も、当職以外の立会人も、「市職員が5重のチェックをした上で開票立会人の所に持ってクルのだから、間違いがあるはずがない」、と固く信じていた。
- < 5 > しかし現実を見れば、「適正開票集計を実現するためには、『職員のチェックの信頼性』に依存せず、『開票立会人もしっかりチェックする事が不可欠だ』」、と考えるのが当然である。

(3) 一方で市選管は、職員研修をしっかりとやると共に、「開票立会人の判定力向上」にも努力するのが「職責として当然な事」である。

(4) 現実問題として、「有効票・無効票の判断基準」は、20年30年昔は「句読点ひとつ付いても無効にされる」ほど厳しいものだった（かつて門真市職員だった自民党佐藤議員の体験談）が、年々に「投票者の意志を出来るだけ尊重する」方向に「規制緩和」されてきている。

しかし一度厳しく擦り込まれてしまうと、長年議員や選挙管理委員をやっている人でも、（小選挙区投票で）「今も政党名併記や敬称併記はダメ」という「昔の基準」を引きずっている人が多い。

今回の当職がまさにそうだったし（だからこそ「10/19説明動画」の中では「今は政党名併記もOK」と説明を受けて「ああそうか」と対応していても、いざ本番では忘れてしまっていた）。

これはひとり当職だけでなく、10/22開票立ち会いを行なった公明党・後藤議員も、選管委員の石橋さんも、選挙長の寺前さんも、「今は政党名併記もOK」との確信は持っていなかった。

また10/22後に話をした公明党の某女性市議もそうだった。

(5) 本来選管は、そういう現実も把握して「2017年現在の有効票・無効票の判断基準」を、「参考資料」という形で開票立ち会いにや選挙管理委員達に事前に配布して説明しておくのが当然である。

しかし下治局長ら選管幹部は、そういった「当然の事前作業」を何らしなかった。

(6) さらに選管は、開票作業現場で開票立会人から「これは無効票だ」との指摘が上がった時には、特にそれが開票集計作業に重大な影響を及ぼす可能性がありそうな時には、すみやかに判例や「投票の効力判定基準」を示して説明できるように、あらかじめ想定して準備しておくのが当然である。

しかし下治局長ら選管幹部は、そういった「当然の想定や準備作業」を何らしなかった。

・・・以上(1)~(6)の諸点に照らして、下治局長・岡次長・白川課長補佐の共同行為は、

< 1 : 門真市職員のサービスの宣誓への違反 >、

< 2 : 門真市職員服務規程第2条への違反 >、

< 3 : 門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反 >、

< 5 : 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反 >

< 6 : その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠） >

に該当する。

≪ 4 : 「議員との面談記録作成」で重要な事実を隠ぺいしたり歪曲記載したりした不正文書を作った ≫

(1) 門真市では、市職員が市議会議員と面談した時には、その「面談記録」を作成する事が職員に義務づけられている。

これは「議員からの不当な要求や圧力を抑止する」意味合いも含めて、「職員の公正な職務執行を保障するための仕組み」として理解されている。

当然ながら、この「面談記録」の内容は「事実即した公正な記述」でなければならず、「重要な事実の隠ぺい」や「捏造や歪曲」があってはならない。

(2) ところが今般、本件事案に絡んで、当職と選管幹部職員との面談の記録について、「ちゃんとした面談記録が作成されていない」、「重要な事実の隠ぺい歪曲がされている」、と考えざるを得ない事態が露呈した。

(3) 当職がそういう強い疑念を抱いたきっかけは、本件事案について、10/22 開票作業当日も含めて、当職が主として白川課長補佐との面談や電話連絡を何度も行なったが、その内容は、当職が「開票作業の大幅遅れの主因は選管の事前準備不足にあるから、その見地で失敗事例集を作成すべきだ」と提起し、白川課長補佐がそれに同意して「その方向での検討を口にする」ものだったり、「戸田HPにアップされた10/22 開票作業の記録動画」について、アップ後すぐに白川課長補佐に見ておくように伝え、白川補佐も「見ておきます」と答えたり、当職の掲示板投稿も含めて、それら動画とその説明文を理解して考えを進めている、という様相だったのに、12/7 総務建設常任委員会での公明党・武田議員への岡次長の答弁（甲第13号証）で、そういう流れと真逆な、当職への誹謗中傷・名誉毀損に満ちた答弁を行なった事である。

そしてその「全く手の平を返したような姿勢」は、当職に対する「12/13 回答文」（甲第7号証）、「12/19 本会議での質問への答弁」（甲第1号証）②、と続いていった。

(4) そこで当職は選管に対して《12/27 問い合わせ》（甲第3号証；①）を発し、10/1 から12/15 間での期間においての、当職とのそれぞれの面談について、

(1)日時

(2)面談した職員の肩書きと氏名

(3)「どのようなやり取りをしたのか」、についてのメモやそれを整理した文書

(4)その記録文書内容が正しいものである事の裏付け証拠

(5)その時に戸田に渡した資料の名称と内容

(6)面談内容の上司への報告書やそれへの決済等の書類

を求めた。

しかし提出期限の2018年1/10に選管から出された書類は、（甲第17号証）①《10/15から12/15までのそれぞれの面談について（一覧表）》と、（甲第17号証）②《情報提供依頼管理表》のみであり、「具体的にどのようなやりとりをしたのか、が全く記載されていないもの」でしかなかった。

(5) 当職がこれに抗議して「やり取りの中身の分かる記録を出せ」と求め、1/31にやっと送信してきたのが、（甲第18号証）①《選管が1/31提出した「111/29から12/15までの面談協議」メモ》であるが、その記述には数々の「重要事実の隠ぺいと歪曲」があり、10/22以降の流れからみて辻褄が合わない事だけである。

そもそも、「1/10には具体的にどのようなやりとりを記載したものをしかなかった」事自体が、選管が「議員との面談記録をちゃんと作っていない」、「手前勝手な記憶や理解で面談内容を歪曲していた」証左である。

(6) 1/10面談以降は、選管も録音機を用いてしっかり記録して文字起こしするようになったが、（甲第18号証）②《選管が1/31提出した「1/10面談協議」のメモ》を見ても、（甲第19号証）《選管が2月上旬に提出した「1/31面談協議」のメモ》を見ても、その記述には数々の「重要事実の隠ぺいと歪曲」がある。

「当職がどういう主張をしたのか、なぜ怒ったのか」などの大事な事が意図的に抜け落ちている。

- ・・・以上(1)～(6)の諸点に照らして、下治局長・岡次長・白川課長補佐の共同行為は、
 - < 1 : 門真市職員のサービスの宣誓への違反 >
 - < 2 : 門真市職員サービス規程第2条への違反 >
 - < 3 : 門真市自治基本条例第12条（職員の役割）への違反 >
 - < 4 : 地方公務員法第32条（法令・条例等及び上司の命令に従う義務）への違反 >（虚偽記載文書）、
 - < 5 : 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）への違反 >
 - < 6 : その他の非行（門真市職員としてやってはならない事を行ない、また為すべき業務を為さなかった業務懈怠） >

に該当する。

【4：重要な補足事項】

1：この懲戒請求の審査と関係者の事情聴取を早急に行なっていく事を要求する。

- 2：証拠については、本日は一覧表のみ提出し、2/26(月)朝に証拠物それぞれを提出する。
3：下治局長と岡次長に対しては、これと別立ての懲戒請求を2/26(月)朝に新たに提出する。

以上

【証拠一覧表】

{甲第1号証} ① 戸田の本会議一般質問の通告書 (2017年12/11(月)提出)

{甲第1号証} ② 12/19本会議での本件該当部分の議事録コピー

{甲第2号証：動画：USBで提出} ① ★史上初！開票作業の実態を動画でアップ！2 (立会人対応や職員体制)
34分16

{甲第2号証：動画：USBで提出} ② ★史上初！開票作業の実態を動画でアップ！2 (立会人対応や職員体制)
7分43

{甲第2号証：動画：USBで提出} ③～34 「無修正動画30本」

{甲第2号証：動画：USBで提出} 35～45 「一部短縮動画13本」

{甲第3号証} ① <<戸田の12/27問い合わせ>>

{甲第3号証} ② <<選管の1/10回答>>

{甲第4号証} ① <<戸田の2/2メール質問第1便>>

{甲第4号証} ② <<選管の2/5回答>>

{甲第5号証} ① <<戸田の2/20メール質問第2便>>

{甲第5号証} ② <<選管の2/20回答>>

{甲第6号証}：12/13午後の戸田掲示板投稿

<<3：衆院選で選管の不十分さで結果発表が深夜3時近くになった件<質問準備メモ1>>>

{甲第7号証}：12/13夕方の選管の「12/13回答」

{甲第8号証}：12/14早朝の戸田掲示板投稿

<<▲選管がクソ回答！己の無能ミスを認めず戸田を無能人呼ばわりして責任転嫁！激怒す！>>

{甲第9号証} ① <<戸田の2/21メール質問第3便>>

{甲第9号証} ② <<選管の2/21回答>>

{甲第10号証} ① <<戸田の2/21メール質問第4便>>

{甲第10号証} ② <<選管の2/21回答>>

{甲第11号証} ① <<戸田の2/22メール質問第5便>>

{甲第11号証} ② <<選管の2/21回答>>

{甲第12号証} 戸田の11/7掲示板投稿

<<★開票立会人戸田の闘い9動画：大声・言い合い・門真市だけ発表不能！疲労困憊で・・・>>

{甲第13号証} <<12/7総務建設常任委員会での公明党・武田議員に対する質問・答弁原稿>>

{甲第14号証} <<2018年1/18の選挙管理委員会会議録>>

{甲第15号証} ① <<投票の効力判定>>

{甲第 15 号証} ② <<無効投票の内訳>>

{甲第 16 号証} <<2000 年衆院選開票時の失敗事例>>

{甲第 17 号証} ① <<10/15 から 12/15 までのそれぞれの面談について (一覧表) >>

{甲第 17 号証} ② <<情報提供依頼管理表>>

{甲第 18 号証} ① <<選管が 1/31 提出した「11/29 から 12/15 までの面談協議」メモ>>

{甲第 18 号証} ② <<選管が 1/31 提出した「1/10 面談協議」のメモ>>

{甲第 19 号証} <<選管が 2 月上旬に提出した「1/31 面談協議」のメモ>>>